

(端裏書)

「五月十九日名古屋へ出す」

五月九日御差立之御状、同十七日四ッ比清助方へ宮宿より持込ミ、尤大井川・富士川夜越差支ニテ延引之趣、具谷權左衛門より断りも申参り候へ共、甚タ延着。御座候へ共、早速兩村寄合拜見仕候処、其御地御揃益々御壯健被成御座、珍重奉存候、隨て当方各々様御宿所始メ其外二ヶ村共一同無異儀、農前手廻繁多而已。暮シ申候間、御休意思召可被下候。

一 兩村之内十人計リハ其御地之模様如何。候哉と昼夜心。不忘心配罷有候へ共、外イ見シは左も相成不申、いそかしいと乍申、心。忘レ不申候ゆへ、又々五右衛門との飛脚。遣し申候程之仕合ゆへ、折々御便り被 仰越可被下候。

一 坂井甚右衛門又々五月七日より大樹寺へ出張被申候へ共、同人更木。被居候ては佐々木より大ごとどふこわく毎日くしかり候て大迷惑被致、夫ゆへ大樹寺へ当時宿かりて、飯

米野菜等迄自分より持参いたし、自身。めしをたきたべ被申候、乍併内々ハ佐々木より工タケて、又々出張り被申付候哉と不安心。奉存候。

一 大樹寺も当時之看主カシラ。て加納宿光國寺先ノ長老、四月廿三日より圓城寺村西明寺も相談之上、留守。隠居ながら居被申候、此和尚ハ坂井氏と別。めしをたきたへられ候。

一 十一人帳除之一件ハ家出致候より五十日余。も相成候ゆへ、佐々木より河合氏へいろくセ話ヲやき、帳除可致由ハ河合氏より被申付候へ共、内々ハ佐々木・坂井・河合相談之上之事と奉存候、乍併先達御一覽。入候答書差出候。付、帳除一件も夫形リ。流レ。相成申候、江戸御屋敷より差図。て無之候間、左様御承知可被下候。

一 惠利寺様之儀も御申し承知仕候、乍併免角此上ハ前坊様。御掛り合ハ御止メ可被成候。

一 長慶寺様之御儀も御油断相成不申候。

一 青木丈右衛門へも勿論御油断無之様可被成、數度御対面も不可然奉存候。

一 牢舎三人之衆中定てく御難渋御尤千万。奉存候へ共、今一トこたへ御しんほう之段何分。も奉頼上候趣、三人之衆中へも御内々御通し可被下候。

一村瀬様ニテ三人御呼出御糺シ有之、彦作様、九兵へ様ハ御申口上出来、兼藏様今暫ク之由。て、役人衆より定て高声。しかり申候と奉存候、右体之儀。驚キ候ては埒明不申、随分心を落付ケそろく静。御答可被成候様、牢三人之衆中へ御セ話被 仰付へく候。

一 牢三人近々御本家様へ御引戻シ之様子被 仰越、扱々迷惑奉存候。付愚案仕候、御勘考可被下候、左。

御本家様へ御引戻シ。相成候ては、御同家。は佐々木の實子藤江藤左衛門との并佐々木氏内室等も有之候事ゆへ、御本家様御牢内ニテは給へ物等も御油断相成不申、如何之儀可有之哉、甚タ大不安心。奉存候間、実子藤江氏と申仁も有之、并妻女も有之候事ゆへ、御本家様へ御引戻シ之儀ハ牢三人之衆中より御免御願可被成候、右。ても是非御本家様へ引戻シ可被 仰付旨被 仰付候ハ、初メより御本家様之御牢内。候ハ格別、何故村瀬様へ御引渡し。相成候哉、御地頭所御里候ゆへ、此儘村瀬様。御差置可被下候様仕度御願可被成候、此度御願一件相済候迄ハ牢三人之衆中は大事之からだ。候間、若も之儀有之候ては相成不申趣被 仰立へく候、是非と被仰付候ハ此趣因元より又々御駕籠訴々恐可仕候、右之趣牢三人之衆中へ御申含御セ話可被 仰付候。

一 三番目御駕籠訴近々可被成御所存承知仕、誠。御苦勞之段奉恐察候、定て此節御駕籠附も首尾能御働キ被成、御引渡相成候哉と御苦勞遠察仕候。

一 五月十四日、横山茂八郎・佐々木鹿之助兩人之名前。て先触鶴沼宿へ持出し候を、古市場七兵衛此間中宿立会。参り居、

一 一見致、文通。申遣候、尤来ル十八日更木陣屋出立、徳山五兵衛家来佐々木宗左衛門出府致趣相認メ有之、尤駕籠帖人足三人本馬老足之先触。候、佐々木も長々虚病を構。御上様へも申訳相立不申、依之先触は出シ、又病氣。て出立相成不申由江戸へ申立、又々虚病。て引込ミ居可申哉と存居候処、亦々今十八日早朝佐々木氏并横山茂左衛門事茂八郎、仲間は横山茂八郎との内方へ召抱置候大工之弟子出生尾知多郡(出脱)之者とやら老人召連、早朝鶴沼へ向ケ出立仕候間、右之連中御地へ着仕候ハ、万端。付御油断被下間敷候。

一 佐々木御地へ着仕候ハ、品。より一件も御差出シ。相成可申哉と奉存候、左候ハ、佐々木と御評定所。て対決ッ可被

仰付と奉存候、其節は佐々木申口ハ徳山御本家は格別、御分家主計様御儀ハ御下知書は町田喜兵衛へ被 仰付、殊。地役人河合伴七と申ものも有之、猶亦坂井甚右衛門と申新役人も有之候ゆへ、私シは御分家様之御儀ハ一向差構ひ不申と相答

可申哉と愚察仕候

一右之振合。申上候ハ、佐々木との御差構ひ不被成候は、私共二ヶ村とも何事も御願ケ間敷儀一切無御座、乍併私共出立之跡。て坂井甚右衛門と申新役人を拵へ候も、佐々木御差図ヲ以拵へ候由風聞承り、且亦私共出願仕候。付、跡より乍陰差添も可申と一兩人御当地へ罷下り、長慶寺へもとりなし相願候。付、堀村之土産。佐々木との。此後差構ひ無之趣之地頭所より御書下ケ相願候えとも、其御書下ケハ相叶不申、依之佐々木とのハ御分家へは差構ひ無之と被申上候ても、右御書下ケ不被下置候ハ万端佐々木との御分家も差構ひ有之様。奉存候へとも、向後佐々木との地頭所何事。不寄差構不被申候えは、二ヶ村何事も御願ひケ間敷無御座趣御答被成候ては如何哉、御勘考可被下候。○印先ヘツヅク

一佐々木堀府之儀古市源右衛門ヲ以、内々伴七とのへ承り合候。処、伴七との被申候ハ佐々木出立之儀一向存不申由被申聞候、定て一ツ穴のきつねかと奉存候

○印御評定所。て佐々木対決之節、いろ／＼風聞承り候儀ハ牢の内。てしれぬ道理。候間、儀助様三遍め御駕籠訴之上ならハ何事も国元其外之儀も儀助より承り候由御答被成候て可然候

一佐々木御本家御知行所檢地繩張之儀ハ御本家御知行所百姓よ

り相願候ニ付繩張仕候由相答可申敷、左候ハ、御本家様之御儀ハ私共一切構ひ無御座候へ共、御繩張ハ私共見請申候、尤其節之噂。は佐々木より願書を押シとり。致シ相為願申候様。取沙汰仕候え共、御本家御知行所。私共一向構ひ御座候由御答被成候ては如何哉、御勘考可被下候、何レ何事も牢三人之衆中へも内々御通達被成、内外共万端御承知ならてハ行違ひ。相成候ては残念奉存候

一今十八日林内とのヲ以高田村へ何角承り合。遣し申候、則御手紙も貰ひ差送り申候間、此手紙先方へ御持参被成、いろ／＼御内談も御座候ハ、可然御応対可被成候、乍併高田村を便り。も相成不申候間、委細御心得可被成候、いろいろ御咄シ而已。御出被成候ハ、又々宜敷ふんへつも出来可申もの。候間、手紙貰ひ遣し申候、早々御持参御届ケ御はなし可被成候、例之通大乱筆御免可被下候、文言前後御察し御覽可被下候、書外重便と早々申残候、以上

五月十八日夜認メ
十九日ナゴヤへ出ス

清右衛門
次 吉

六人様

貴下

萬右衛門
甚 六
源之助
民 藏
兵 藏
林 内
勇右衛門

20 五月十九日 五右衛門より大堀林内様へ

尚々、以飛脚申上候、弥御勇健。被遊御座、重々珍重之御儀奉存候、然は私義も道中無事にて当十六日巳刻。当着仕候間、乍憚御安意思召可被下候、扱此方之様子承り候所、国本。て御咄申候とハ事違、此方。て御物語申上候所、御屋敷被願置候三人之衆中も今。も国本え参り様子。て色々不申候え共、先長けい寺様御内談中に御座候間、しばらく御延被遊候様右屋敷へも申遣シ候、猶又彦作・九兵衛・兼藏右名前之者藤井藤左衛門召出し候所、彦作・九兵衛ハ病氣、右兼藏を召出しふちちやうちやく仕候て、追々こをう門ん。かけ候間、一向三人之者も今一度御頼出被遊候様、日々に申参り候え共、先々青木丈右衛門殿。もたれて、出願も未タ日延仕居申候所、又々当十八日兼藏より書状参り、其門ん。ごん日々に藤左衛門召出、こ門ん。かけ甚々なんき仕候間、セひ。今一度御出願之程御頼申参り、儀助殿・丈右衛門殿へ相談不参、今しばらく御本家様より更木御陣屋へ書状遣置候えは、何れ返事参迄御延シくれ候様、儀助より右三人衆中へ返事申遣シ候間、此

段御しらせ申上候

一彦作宿本へも宜敷御伝言可被下候、扱当方惣七殿。も御目にかかり国本之御咄し申候所、大イ。よろこび宜敷。御伝言可被下申候間、乍憚和藏方へ宜敷御心得可被下候
一私義直。参る様。御引合申置候え共、此方様子何れ相分り候迄見と。け候故。罷下り候間、左様御承知可被下候、先右之趣如斯御座候、已上

五月十九日出し

大堀 林内様
祐右衛門様

同五右衛門

五月十九日認メ

21 五月廿一日 六月七日当着出府人より清右衛門様へ

〔端裏書〕
「五月廿一日出六月七日当着
二通一同」

尚々寔私共儀も追々見合候え共、丈右衛門殿より御さたも無御座候間、忝兩人中水の様御願之つもり御座候、以上
早便四日限り飛脚ヲ以一筆啓仕候、時分追々向暑之砌り御座候え共、先以御地各々様益々御機嫌よく御暮し被遊御座候、大慶。奉存候、随て下拙共四人共無事。居申候間、乍憚り御安意思召可被下候、就当月十日認メ之御状、同十八日七ツ時到着致、随。受取拜見致、猶又当月十三日認メ之御状、同十九日八ツ時到来致、随。受取拜見致、私シ共兩人之者不はたらき之様。見へ候え共、全私シ共其心意。は御座候え共、猶又入牢致三人者より、不はたらき之様日々申来り候え共、私シ共深川長慶寺之御願之儀之一条申上候
一四月廿二日手代忠兵衛案内。て、私シ共兩人参り申候て、御

なげき願致候へは、若忠兵衛殿よろ敷。御座候間参り申候処、長慶寺様被申候は、中々惣左衛門六ヶ敷じん御座候え共、私シ明廿三日御地頭所参り候て様子聞合申候と被申候間、先其日はかへり

一同廿四日長慶寺様え参り様子伺申候えは、長慶寺様より被申候は、甚心やすく被申候所、明五日。は丈右衛門殿御出張り御座候間、兩人共御出被成候様被申候

一同廿五日兩人参り申候所、丈右衛門殿被申候は、此度佐々木惣左衛門差支之儀は御座なく候間、早々帰村致せと被申候、私シ共帰村致ス。付ては、国元えのみやげ致度候間、佐々木惣左衛門殿差支致間敷之、何卒御書付被下候と申懸候

一同廿六日、又候長慶寺様え参り御願書差上申候、丈右衛門殿も御出張り丈右衛門殿被申候は、昨日貴様方より申候佐々木紙差支致間敷之書付は御本家様へたいて相済す、御本家去年御取納米代金佐々木惣左衛門持居候儀。付、今日御書付出シ候ては御本家様相立すと申候

一同廿七日上州屋源助殿、御手代忠兵衛殿段々相談致候えは、又は跡部村惠利寺様共咄合申候敷、又は入牢三人之者共相談致候えは牢捨三人之者よりも、佐々木惣左衛門差支致候えはよろ敷御座候と申越候故、同日廿七日又長慶寺参り、丈右衛

門殿。御出御座候て私シ共申様は、佐々木惣左衛門差支御檢地御座なく候えは、牢捨三人者私シ共兩人五人共早々帰村致様、時分柄。御座候は、何卒／＼早々帰村致様御願申上候

一同廿九日又長慶様へ参り、丈右衛門殿。御出被成候様御願申上候事、丈右衛門殿。より被申候は、二三日中。三人之者御たたし致、早々帰村為致被申候

一 五月五日長慶寺へ参り

一同六日長慶寺へ参り候えは、丈右衛門殿被申候は、国元佐々木之書状遣申候間、返事次第申渡へく被申候故、寔四五日見合くれと被申候

一同十一日参り申候て、丈右衛門殿より寔二三日見合暮よと被申候事

一同十四日又長慶寺参り申候え、丈右衛門寔二三日見合くれと被申候

一同十七日参り申候えは、又二三日見合と

一同十九日又、長慶寺参り書状参り様子。御座候趣御座候間、

丈右衛門殿被申候は、御書状之儀は当分事と申候ゆへ段々宿源助様忠兵衛殿。も相談致趣、猶又五右衛門殿えも相談致候え共、寔二三日中。は水野様御願出之つもり。御座候間、委細之儀は、五右衛門殿よりも御申越候え共、右之趣御座候間、

まったく私共よわり申杯と申儀。御座候は、右之しまつ。御座候、右之趣相わかり致間鋪候間、其段御免可被下候、乱筆、以上

五月廿一日認メ

儀 助

金左衛門

五右衛門

新五郎

清右衛門様

勇右衛門様

民藏様

次吉様

萬右衛門様

林内様

源之助様

甚六様

(27) 五月廿九日 江戸より六月七日二通一同当着

(端裏書)

「小五月廿九日江戸出し

六月七日二通一同当着」

尚々、当地え参居候者共之内方之儀、幾重。も奉頼上候以上
同月十九日出し御書状、同廿七日未ノ下刻着仕拜見致し候、
御地之衆中様無難之御様子承知仕、目出度御儀奉存候、右ハ
当地之者共息才。て罷居候間、御安慮可被下候

一 一件之儀宿源助手代忠兵衛共相談。及、右菩提寺長慶寺へ出候義、悪候様奉存候趣、立テ宿兩人衆中申候は、駕籠訴并外
二ヶ所えも願有之趣、地頭所え此度願出置候へハ、又々駕籠
訴。てもいたし候節、手続。相成候て格別宣候間、何分右舛
可致様被申候。付、是悲なく斯之通り御座候

一 青木丈右衛門義も、工ミ等も無御座格別。相働呉候え共、藤
江藤左衛門有之。付甚以六ヶ敷、右丈右衛門申候は、佐々木
えも訴状ハ差遣候趣、未其返答無之、誠。氣之毒迷惑。存候

と被申候故、何れ青木。ては行兼候間、此上ハと申候て、直
様廿六日儀助殿矢張水野出羽守様へ御駕籠御訴訟仕候趣、又々
地頭所え御引渡相成、儀助殿義ハ地頭所長屋。被入申候
一 佐々木惣左衛門義も同廿七日江戸着。て御座候趣承申候、且
儀助殿義は未御吟味御糺等も無御座候、何れ佐々木と対談も
有之哉と奉存候、其節之儀も得と儀助えも申含遣し置申候、
右佐々木其御地。ても病氣之由、当地。ても矢張病氣之趣と
承申候

一 地頭所。てハ、儀助・善兵衛義は、一まつ帰村いたし、其上
之風別と申立相帰り、此度御駕籠訴。て、何方え御引渡相成
候て、右林成義御尋之節ハ、板橋宿迄参り願書杯も同所。て
相認メ、善兵衛義は少々病氣。ても有之候儘、帰村為致、私
斗出願仕候趣。相答居候談。候

一 何申。も三ヶ村之処式ヶ村。て候間、甚六ヶ敷趣。御座、尚
又地頭所より佐々木えも御下知書御下有之候儘、此義も六ヶ
敷事。御座候と承知仕候、何れ近々之内。否相分り申候哉。
奉存候、相知れ候ハ、早飛脚ヲ以御しらせ可申上候

一 松本村勇助殿、并御地和藏殿御実子惣七殿、持田村彌平次殿
御息子乙吉殿、格別御世話。相成、此段御席之節御宿元え宜
御伝へ可被下候

一金子之儀先書状。申達置候か今以到着不仕、如何とあんし入奉存候

一当方之者皆々六七日位、大ねついたし御せんとうも一里うもとおり不申候故、むざ／＼といぬ死いたし候哉と、何共あんし入候処、此節ハ少々全快之振合、葉等ハ毎日何程と言限りなく相用居申候間、右之趣誠。一度之大あんし皆々気落仕残念致極。奉存居申候

一五右衛門・新吾義も外兩人最暫／＼と申相はなさず、多分費えいと、甚以大迷惑奉存候、此度儀助殿駕籠訴之儀ヲ相見届テ候ハ、早々帰村可仕候と奉存候

一佐々木対決も有之節、相答之趣被仰承知仕、牢舎之者えも慥申聞候

一高田村一件之儀も右承知仕、御地えも申上度存候え共、今日ハ格別取込故、一寸右而已。て得御意候、委儀は重便之節可申上候

一清助様・源右衛門様誠。御厚情之有難仕合奉存候、右は別紙。て可申上処。御座候え共差上不申、宜様御申上可被下候、其外々様方えも御伝へ奉願上候、早々如此御座候、以上

五月廿九日 善兵衛 新吾

五右衛門

清右衛門様
次吉様
萬右衛門様
甚六様
源之助様
民藏様
兵藏様
林内様
勇右衛門様

〔23〕 六月 三日 五月廿六日の返事

(端裏書)

「五月十八日。被遣候状廿六日着。付、遣ス返事植付。テ二三日延引致し六月三日出ス

六月三日。出ス

○是ハ清助父七兵衛認メ、清助田植付終り至勞レ候。付交代筆」

尚々、牢舎三人之衆中と外三人之御衆中と御心違ひ候ては、此度之一件不都合と奉存候、何レ牢舎三人と内外よく御心を合セ、何分。も此度之一件しくじり候ては相成不申、何分宜奉願上候、以上

五月十八日御認之御状、同日未刻より廿三日午刻迄大井川満水。て、廿六日七ツ時至着仕候処、双方田植之最中。て同夕打寄忝拜見仕候、先以各々様御揃御堅固可被成御座候由承知仕、珍重之御儀。奉存候、次当方両村共五月廿五日より各々様御宿元ハ勿論、双方共当日迄。無滞植付仕候間、此段御

安慮思召可被下候

一五右衛門様。も御道中無恙御地へ御着之由、被仰下承知仕候
一金子之儀被仰越、則金五両別封但尙朱判差下シ申候間、着之御御改御請取可被下候、尤御請取書早速重便。被遣可被下候

一五右衛門様御儀ハ飛脚而已。御出府御頼申候所、一件落着御見届迄御逗留可被成候趣被仰下候え共、一件見届之儀ハ夫而已。御出府之御方御座候えは、五右衛門様。ハ早々御帰国被下候様仕度、且新五郎様も右同様之義。御座候えハ、是又五右衛門様御一所。御帰国被下候様奉願上候、然共新五郎様。ハ御地。て御相談方御差支。も候ハ、御相談之上となた向成共御兩人ハ此状着早々、御帰国被下候様仕度奉存候、乍然儀助様。ハ一件落着まで万事御取締り御勤、乍御苦勞御地。御逗留被成下、御兩人ハ牢舎三人之衆中へかげながら之御差添。御座候えハ、各々様御相談之上御兩人ハ早々御帰国被成下候様奉願上候、四人之衆中皆々御地御逗留。ては、多分之入用も相掛り迷惑。奉存候。付、両村相談之上此段御頼申上候
一藤左衛門より牢舎三人呼出し候所、彦作様・九兵へ様ハ御病氣。て御出勤不被成、兼藏様を呼出シ拷問之上打擲等致候由、

五右衛門様より林内・祐右衛門へ御状被遣、承知仕、左様之取計。候へ、直様御駕籠訴可被成管之所、御延引被成候ハ如何之思召。御座候哉、元来此度之一件ハ、他之御役人并新規御抱え之御役人御支配難請と申儀根元。候えは、何れ之御役人より呼出シ候共、御断被成可然義。奉存候所、佐々木之粹藤左衛門より呼出し候逆、御出勤被成候ハ如何之御義。御座候哉、右体之儀。御座候ハ、早々御駕籠訴可被成勿論、此後何れ之御役人より呼出し候共、御出勤。及申間敷儀と奉存候間、堅ク御断可被成候

一清助儀も此間中田うへ。て今日迄も田をうへ、至て勞レ候故、愚父へ相頼ミ相認申候

一清助より新五郎様へ申上候、先達て清助へ向御宿所之儀被仰越、早速御内室向へ御達申上候処、又々御出府候共、先々一応御帰国之上、又々御出府候共、先御帰国可被成候様、下拙より申上候様被 仰聞候間、先々御帰国之御相談可被成歟一佐々木惣左衛門義、先頃更木。て申候ハ、主計様御下知状ハ町田喜兵衛申請罷登り候義、左候へハ、手前儀ハ御分知之御知行所へハ、自分は一向掛り合ハ無之事。申候由承り、然を御本家様。ハ佐々木へ御暇被遣度思召。ハ候え共、去子年御取納米払代金所持罷有候えは、右金子同人より上納不致候内

ハ、御暇も難被遣旨、青木丈右衛門殿より被仰候由、先頃之御状。被仰越候え共、佐々木よりも御分知へ掛り合ハ無之と申程之儀、猶又此方ハ佐々木御分知之支配さへ不致候えハ、此方。も佐々木ハ御本家。相動候てもかまひハ無之事。奉存候、左候へハ佐々木を此方より強て彼是と申。ハ及申間敷哉、御勘考可被成候、乍然同人義更木御陣屋在勤致、御分知之事を品々セ話を致候ゆへ、同人親子支配ハ勿論少。ても世話を致候義ハ、決て御断可被成候種々申上度儀沢山。候えとも、逆も貴面ならでは愚毫。尽しかたく重便と早々申残候、以上

六月三日朝
ナコヤへ出ス

清右衛門
次 吉
萬右衛門
源之助
甚 六
民 藏
兵 藏
林 内
勇右衛門

七人様
貴 下

24 六月 四日 新吾より清助様へ

(端裏書)

「六月四日出

新吾とのより 清助
清右衛門へ被遣候分」

尚々、乍憚宿元えも息才相暮居候趣御序之節御伝へ可被下候、以上

態々啓上仕候、御安泰。て被成御座奉恐悅候、然は定て宿元之義御苦勞之段奉遠察、何分。幾重。も奉頼上候、尚私儀も爰暫見届ケ候て、帰村可仕存念、右ハ何分。も皆々相はなし不申、乍不届色々相談も致し、何様都合之段幾重。も誓申候、右かえす。宿元之儀幾重。も奉頼上候、書餘重便之節精々可申上候、早々頓首、敬白

六月四日

河合新吾

幸田 清助 様

安積清右衛門様

25) 六月 四日 六月十日着 翌十一日返事

(端裏書)

「六月四日出 六月十日当着寄合

翌十一日返事認メ出ス」

以飛札啓上仕候、各々方御壯健被成御座、奉珍重候、隨て当地息才。て罷在候間、御安慮可被下候

一先書状。も申上置候通り、五月廿六日又々儀助殿水野様へ御駕籠御訴訟仕、則地頭所へ御引渡。相成、矢張村瀬平四郎様御長屋へ差留。相成居申候

一佐々木惣左衛門儀も五月廿七日到着いたし、右高田村一件。て、先達寺社御奉行所様より右惣左衛門御召出し有之処、此度相下候。付、五兵衛様より惣左衛門着届ヶ有之候処、直様御奉行所様より御差紙ヲ以御呼出し有之処、右佐々木殊之外大病其上乱心之趣申達、五兵衛様御屋敷。て佐々木惣左衛門手前居宅之内。て座敷一間四方たる木かく。て牢を拵え、其所。居申候様子、慥。五兵衛様方。相勤居候彦作殿弟松本勇

助殿より承申候、右之趣又々御伺有之候処、御奉行所様より被仰候は、佐々木惣左衛門乱心大病。ても是悲々。罷出候様被仰候。付、甚以大こまり入之様子承知仕候、右。付寺社御奉行所様御留役中五人

久須見六郎左衛門様

清水次郎助様

恩田新八郎様

川路弥吉様

小田切庄藏様

一此度横山茂八郎殿佐々木一同御下之義、当二日。横山御留役小田切様へ大そう目際ヲ以進物差出し候趣、右勇助殿より委ク承申候、何様御奉行所之儀ヲ執成願之趣と相見へ申候

一地頭所。ても市三郎・芳五郎兩人有之候儘、兩人よりも殿様へも直談。て、早々可相濟様咄呉候、尚又青木丈右衛門并。村瀬様御役人中へも様々内々相咄し呉候へ共、大一地頭所より佐々木之渡置候下知状差戻シ候様被申候へ共佐々木差戻し不申、此段地頭所。ても迷惑之趣。承申候、何様地頭所よりは早々濟度之様子。相聞へ候へ共、彼是六ヶ敷之段甚心配

奉存候

一五兵衛様。て家臣松原清右衛門殿并。町田喜兵衛門殿被申候は、儀助殿出願之儀はやまり候事、出願無之候ても可相濟様内々相談致置、尚又儀助出願。付六ヶ敷、甚以残念之義と被申候、右佐々木親子之儀はひる。志を此節はしやう。成ル義。奉存候、最早佐々木親子之儀は差配致し候事堅相成不申、此儀は御安心可被下候、右埒明事済之儀は未難計、尚書余又々其便。て可申上候、早々以上

五右衛門

善兵衛

新吾

六月四日

清右衛門様

勇右衛門様

追啓申上候、佐々木到着、前日藤江藤左衛門供人なく、老入右惣左衛門・茂八郎殿泊り居候処迄まいり、狂気病氣其外諸事談合有之候趣、慥。承申候、且は前書地頭所。ても、ぬめら。の義。候えは、又々出願も可仕存念。御座候、右は假令笠のたい。かゝわり候共、事じよじゆ候へては相帰り不申

候、其内五右衛門・新吾儀へ、はたあけ之程すこし相見へ候へ、格別費えも候間帰村可仕、残念。奉存候、又々急々。事濟仕六七人之者一度帰村之趣。相成候へは、其節ハ申達候間、両村不殘迎。大田宿迄御出役乍御苦勞奉頼上候、右は何卒此趣申達御迎之程奉請候様、何分。も誓上候、可申上義山々御座候へ共、如何程書候共尽かたく奉存候間、是。て略致し申候、右はまづ。百姓方之儀は稼怠り一切なき様、肝要奉存候、あなかしこ

26) 六月 十日 上州屋源助どのより清助へ被遣候事

(端裏書)

「六月十日出同十六日着

上州屋源助どのより清助へ被遣候分」

猶々、時候御厭ひ専一。奉存候

以手紙啓上仕候、向暑之御御座候え共、弥々御家内中様御揃御機嫌よく被爲遊御座候由、珍重之御儀。奉存候、随て下拙家内之者無異儀罷在候間、乍憚御心易思召可被下候、然は嶋崎村外御一々村御願立之儀。付拙者方へ御差向被下候段、千萬御深切之程忝奉存候、早速御礼可奉申上之処、彼是取込候故延引仕候段甚恐入候、扱一件之儀外不成一条。付、御村方は不及申。貴丈様御骨折之段奉察、下拙方。ても成丈工夫仕、御当人様方と御相談申上、先七分通は相片付候様致候、乍去此上之処御大切之儀。付、貴丈様は不及申上、御村方。ても可然御工夫御座候えは早々被仰下度、早速相片付候様種々工夫いたし候え共、御案内之一件。候えは、中々以不行届差急

ては仕損候事故、此上之処可成丈は工夫仕、片時も早く御惣代中様御願立成就いたし、御帰村相成候様致度候え共、此上可然御工夫御座候えは早々被仰下度、先は御礼旁々申上度、如此御座候、以上

六月五日

上州屋

源助

幸田清助様

二啓申上候、御家内中様え宜敷被仰上可被下候様奉願上候、以上

27) 六月 十日 善兵衛より幸田清助様へ

(端裏書)

「六月十日出同十六日当着」

尚々申上候、其御地。てハむへき。もつかいはたし候様。も被思召候様相見へ申候、中々以むへきの金せんヲつかひ候様成心遍無御座候、御地。て格別右林成儀被存候族へ、皆々御下り被成候て御支配被下度様奉存候、且さ様成義無之候様被仰候敷成共、此度金子拾兩之処、五兩遣し被下、此節金子拾兩位之義は他借無之候共出来可申哉。奉存候、誠。此度之一件ハ格別重キ事故、国元。罷居候と案違大迷惑奉存候、最一ツ最半分と相成候節、右林。被存候てハ、心もちもよく無御座、又々其内兩人掃村いたし候間、拜向之節精々御物語可申上候、将右林之心持之御方へ此書状着次第、御出立可被成候、以上

六月三日御出し之書状同月九日夕方到着仕候、右拜見式々村共無別条之趣、慥。承知仕候、隨て七人之者共も息才。罷在候、御案慮可被下候

一件之儀も、先達又々儀助殿御訴訟仕候事ハ申上置候

一 佐々木惣差衛門先月廿七日到着より大病と御奉行所え申達候

え共、中々御聞入無御座、追々御差紙ヲ以御召出し有之候え共、様々申達て日延し、其内藤江藤左衛門ハ見廻り御出入いしや相頼、高田村一件え右いしやヲ懸ヶいしやより申候は、野方之儀は先年之通り。て、尚又是迄色々御物入之処ハ如何程入用懸り候共、此方より相立可申候間、何分内済。被成下候ハ、忝存候と高田村衆中に申候処、高田村も誠。申分無事故、専十郎殿被申候は、其儀は一応地頭所え伺之上相答可申之趣承知仕候、右。付五兵衛様より大嶋八右衛門更木藤兵衛実子久藏、兩人松平伊豆守様え出申上候ハ、右一件何卒内済。被仰付被下置候ハ、有難仕合奉存候と願候処、伊豆守様。てハ、此日ハまつ相下達と被仰付候事、夫より高田村式人衆中ヲ御召出し被成被仰付候は、右一件之儀も未吟味中。て之内、内済之儀ハ相叶不申候之間、其請書差出し可申様被仰付候。付、高田村より内済願不申趣ヲ認め、差上候様承申候

一 筒井伊賀守様より、松平伊豆守様え御内談有之趣。承知仕候
一 佐々木より、当地頭所主計様ヲ折々相まねき候え共、御出無之、尚又青木丈右衛門殿も病氣等と申達、一切御本家様え被參不申候、是も五兵衛様より御直。暫ク当屋敷え主計様共入来無之様被仰付と承申候

一五兵衛様へ度々柴村様、又ハ筒井様へ御入有之御内談有之候趣

一当九日又々御奉行所松平伊豆守様佐々木惣左衛門一件申聞付、五兵衛御内松原清右衛門様御呼出し有之候て被仰候は、佐々木惣左衛門義度々召出し申付候共、是以罷出ス、不届成者、病氣ても不苦罵籠て罷出候、夫ても罷出なく候へは此方より捕人差遣候間、右之趣得と可申聞候旨被仰付候、松原清右衛門殿被申上候ハ、かれ病氣故奉恐候事、全快次第罷出候様被申候処、其儀も四日限りと伊豆守様より被仰付候、誠々惣左衛門不及申、藤左衛門其外平光平左衛門其外悪人共、此節ハ三度之喰ものとへとおり不申、誠々しく成ル儀御座候

一当九日地頭所え村瀬平四郎様御光来有之候て主計様へ御咄シ之趣、御城において五兵衛様共御咄し有之候は、佐々木一件公儀迄相知候事故、手前共身分も可懸事、其内佐々木切腹致し候敷、又は屋敷出奔てもいたし候や、夫なれハまた宜敷それもなく公儀へ召捕。相成候てハ、甚難渋之段察候と御心配御座候、右付伴藤左衛門儀は、毎日早朝より何方へ参り候共相知レ不申、とび廻り気違之様。相成罷在候

一坂井甚右衛門義も此一件ヲ聞候えは、はないきもなく相成候

と奉存候、是等も氣之毒奉存候

一私共一件当九日村瀬様。て御世話屋敷、長坂三之丞様御立合。て一糺有之之処差支御座候。付、十日。相成且又一橋様。て、御不幸有之、其儀。て延引。も相成候共相知不申候、右糺四人共最初之通り間違無御座候えは直様其趣ヲ以御達、其儀相済次第帰村可仰付や。承知仕候、右佐々木惣左衛門当知行所計差配も無之候えはよろしくと存候共、右之通り。て其以氣之毒。思ひ候え共致しかたも無之、誠々大きみのよひ事。て御座候

一地頭所御勤之由、五兵衛殿・与三郎殿・惣七殿・勇助殿・乙吉殿誠。是等之衆中御儀は格別之も御世話。相成、御序之節御宿所えよろしく被仰上可被下候

一私共も毎日所々八方え様々見廻り、夜ルも本所石原様え参り候節、ハツ時頃。計り相帰り候程之仕合、誠々当方え参り候てハ、案。相違大迷惑、尚又多分費甚以恐入申候

一村瀬様牢舎。付候ても、彼是牢屋え鳥渡沙汰いたし候。も、多分物入一日おき位。牢屋えも見舞、色々本所深川様子ヲ聞、直様及沙汰。其段も牢舎。て候間格別心配いたし、其上余程物遣り迷惑之段、御察し可被下候

一右一件も爰暫ク最三四日見合候えは、式人之者ハ帰村仕度奉

存候間、左様思召可被下候

一金五両。請取申候、則一朱重計。て

一右得御意候通り費用格別之儀故、何卒御才覚被下候て金拾両御下し可被下候奉願上候、先は如此条々重便可申上候、早々、以上

六月十日

善兵衛

五右衛門

新吾

幸田 清 助様

安積清右衛門様

飯沼 民 藏様

大堀勇右衛門様

28 六月 十日 五右衛門より林内、勇右衛門様へ

(端裏書)

「林内様

五右衛門より

勇右衛門様

貴下

六月十日出、同十六日当着

尚々、源右衛門様・清助様・清右衛門様別紙差遣不申所取
込故、此段宜敷く御伝言可被下候

六月三日出之御状、当九日夕方・着仕、拜見仕候所、弥々御
勇健・被遊御座候由と、珍重之御儀奉存候、然ハ当地私始メ
牢舎四人衆中皆々不事・て相暮居申候間、乍憚御安意思召可
下候、扱又私宿田植之儀大いに御世話・被成下、千万忝仕合
奉存候

一多らの儀兵衛様申頼の一件、近々之内・御目掛り・参り候故、
此義ハ私帰村之節・御物語申上候

一扱此方一件も永々相成、甚々真拜仕候、惣左右衛門義御奉行

所より御差紙・て御召出シ有之候所、松原氏御断・被参候所、

御断不相立、其のまゝ立帰り、直様御前様被申上候ハ、御上

様被申付候儀は、いしやを何ひやきやと相尋申候えは、いし

や申分ケ候儀は先ハ乱心と申、薬り用申候、若し御奉行所様

ひやうき相改・相成候えは、其時申分ケ相立可様被仰付候故、

何れ故いしや御断申上候、それ故藤江藤左衛門、深川鈴木玄

辰・中川修理と言いしや兩人相頼、右惣左衛門ひやきの様子

相うかいかい申候所、いよ／＼乱心と申て、御薬り用申候、夫

より御上様御召出、いしや式人え被仰付候儀ハ、此度惣左衛

門ひやきのきハ大切成義候えは、何方迄も申訳有之由被仰付、

奉承知、直様御請書差上候所、此段松原氏より徳々と勇助健

成御咄申越候間、一寸御しらせ申候

一御地頭所様も此節御きもいり長坂三之丞様へ、度々役人丈右

衛門を以右之一件早々ことすみよふすを御聞合に被参候所、

長坂様被仰候儀は、此度御箆訴訟之儀をもふき事・御座候え

は、急々にハ相済不申、何れ／＼御頭・御実家共内談之上

此方取計申候間、此段計主様申参り候

一丈右衛門殿私共え被申候儀は、一昨日も永坂三之丞様へ御頼

申参候え共、右之様子御座候間一寸芳五郎へ申遣候

一牢舎四人衆中も宿預ケ致し候様五右衛門様より御申参り候え

共、それてハ永クなり故、何卒急々事済致度取計とそんし候

え共、御箆訴訟之御とかめも此方・て被仰付候所ヲ、丈右衛

門殿至て其段しんはい被致、此義夫々之御頭え内願被成候故、

御とかめも国本・て被仰付候様・取計申くれ候様、今日芳

五郎より申来間一寸御しらせ申上候、此段御安心可被下候、

先は申上度義も山々御座候え共、筆にてハつくし方なくあら／＼

申上候、以上

一私・新五殿も急々帰村仕候間、左様思召可被下候、何事も帰

村節・御物語申上候

六月十一日

(29) 六月 十日 上州屋源助より二ヶ村一統様へ

(端裏書)

六月十日出同十六日着

上州屋源助より二ヶ村一統へ被遣候分

猶々、申上候、時候御厭い専一。奉存上候

以手紙啓上仕候、向署之御御座候え共、弥々御一統様御機嫌克被為遊御座候由、珍重之御儀。奉存候、随て下拙家内無異儀罷在候間、乍憚御休息思召可被下候、然は御両村御願儀。付御惣代様御差向御止宿被下候段千万忝奉存候、早速御挨拶可申上之処、彼是取込候故延引罷成候段甚恐入候、扱一件之儀御両村御難波之段奉察、御惣代中様殊之外御骨折。て先七分通は相片付候様奉存、乍併此上之処御大切之義。付御惣代中様ハ不及申上、御村方御一統御心配之程奉察、下拙方。ても可成丈は工夫いたし、片時も早く御願立成就之上、御惣代御帰村。相成候様致度候え共、御村々。て可然御工夫御座候

えは、早々被仰下度、佐々木氏帰着之次第は御惣代中様より委細被申上候間、此段御評談可被下候様申上度、如此御座候、以上

上州屋
源助

六月五日

嶋崎村
野口村

御役人中様

其外

御一統中様

(30) 六月十二日 幸田七兵衛より上州屋源助方大橋權助様へ

(端裏書)

「 江戸より五月廿一日出之御状返事
五月廿九日出之状 二通一緒六月七日着

麻布新下谷町
上州屋源助方ニテ
大橋權助様 幸田七兵衛

六月十一日認メ十二日ナコヤへ出ス

五月十日差立之書状御披見之上五月廿一日御出シ御書状、大井川廿三日より支へ六月四日川明キ。付、其後五月廿九日出之御紙面一同、六月七日宮宿より持込ミ、式封一緒。拜見仕候処、各々様御揃益々御壯健。被成御座、珍重奉存候、随て当地両村とも一同無異儀罷有候間、乍憚御休息思召可被下候。一四月廿二日始メ五月十九日迄長慶寺様へ日々御出張之日次逐一拜見承知仕候、御尤。奉存、三度目御駕籠訴之御申口。も相成候。半と可然御事。奉存候

一青木丈右衛門との隔心無之趣被 仰越、承知仕候、御尤。奉存候

一五月廿六日儀助様御駕籠訴被成下、千万〳〵御心配御苦勞之段忝奉存候、右御駕籠訴被成下候。付、牢三人之衆中も納り、并当地両村も御働キ之段感心仕候ゆへ、両方一同之治りと奉存候

一佐々木氏狂気。付、何事も同人全快之上ならでハ事済不仕候哉、左候ては長々之上、又長々。相成、迷惑奉存候、一件も段々長引キ各々様もよハリ候処へ、佐々木全快いたし、俄夕立之様。事始り候ハ、各々様方猶亦牢四人之衆中も前後顛倒被成、一件しくじり候ては残念。奉存候間、能々御調べ合置可被下候、四人共御同居申そ幸ひ。奉存候

一儀助様・善兵へ様板橋宿迄御出かけ御引取之上、御駕籠訴被成候趣被 仰越、承知仕、御尤之御計略とは是亦感心仕候、金左衛門様も右宿迄御一緒。御出かけ、御病氣。て御帰国被成候趣。被 仰上候へとも、儀助との御老人御帰府被成候ツ夫形リ。打捨、善兵へ様御帰国被成、なんの土産も無之。付、又善兵衛様も御帰府被成候趣、若々御地頭向キへ御出被成候ハ、右。御答被成候ては可然御助考可被下候

一勇助との・惣七との・乙吉との格別御内々御セ話被下候趣被

仰越、右三人之御在所へ早速御礼申達候間、左様御承知可被下候、尤右三人之衆中へ其御地御内々御世話被成下候段、此方よりも宜御礼申上候趣、御申通御失念なく奉願上候市三郎との・芳五郎との并の口萩藏との此三人之衆中も御地にて定て御内々種々御世話被下候半と推察仕候、左候ハ、右三人之衆中へも是亦宜敷御一伝奉願上候

一金子之儀先使シ被 仰越、定て其管之御事と御尤、奉存候、早速取賄ひ先ッ金五両差上申候、定て只今比は慥、御入手有之候半と奉察候、御落手候ハ、御重便、御受取書御差送り可被下候

一各々様之内六七日ツも大熱御不快有之由被仰越、是第一心配仕候、乍併近々御快方之趣被 仰越、安心仕候え共、其御地は都てしやうかん坊かけしゆまん等流行之所、候間、かならず御いとひ下さるへく候

一五右衛門様・新吾様御駕籠御見届ケ之後御帰国之由被 仰越、承知仕候

○
一六月四日御出シ御状同十日暮方清助方へ宮宿より持込、忝拜見仕候、各々様御案康珍幸此御事、奉珍重候、此方も無事、一佐々木五月廿七日御地御着之由、乱心、付居宅取繕ひ之事、

并御奉行所より御同人強て御召出之訳、寺社御掛り御留役様小田切様へ横山氏目録御取扱之一件杯御油断相成不申、專一奉存候、定て目録ハ百四か式百両か忝本か忝本かと奉存候、当時津々浦々迄○印流行之時、候間、万端無御油断御心配可被 仰付候

一佐々木氏へ先達御地頭所より御任セ状御渡被為置候を、此節御引戻被成度之処佐々木不相返候由、是全佐々木氏本性にて、狂気は全ク作病、相違無之印と奉存候、尤当地、ても虚病之由世間、て一同噂申候、御油断無之様奉願上候

一松原清右衛門様・町田喜兵衛様三度目御駕籠訴はやまり候由被申候由、イヤハヤなんてもない事と奉存候、逃うなき之はなしと奉存候

一藤江氏佐々木府着之砌り一ト泊りも出迎、内談有之候哉之段被 仰越、左も有之候半御事と奉存候

一又々御駕籠訴も可被成御存念之由被 仰越候へ共、四度目は篤ト御勘考之上之御事と奉存候、佐々木としんぢり致ス様ナものと奉存候間、よく御勘考之御事と奉存候

一佐々木氏御親子、此セつひるにしほ之由、并一件御成就御帰村之節は太田宿迄御迎、可出様被 仰越、勿論之御事、候えとも、佐々木ひるにしほ、相成居候は、外様之一件、て御奉行所御召出等、て之事と奉存候、佐々木ひるにしほ、相成居

候は此方之一件、て左様、相成居候、は無之と奉存候、外様之一件、てひるにしほ、相成居候を見て悦ひ候は、御勘考違ひ、相成候も相知レ不申候間、御如在は有之間敷と奉存候え共、一件大切、奉存候ゆへ、不顧失礼為念申上候、御油断なく万端御勘考御心配被仰付可被下様奉願上候
一前頭之趣牢四人様へも御内々御見セ宜敷御勘考奉願上候、早々可祝

清右衛門
次 吉
萬右衛門
民 藏
兵 藏
林 内
勇右衛門

六月十一日認メ
十二日ナコヤへ出ス
御牢内四人衆様へも
外様御三人様
貴 下

追啓申上候、御出府七人様御宿元耕等之儀農前廻杯寄儀も江戸留守之御宿所農前廻し出来不申内は、両村共田植、相懸り申間敷管両村一同取極メ置候故、耕方

之儀右、て御推察可被下候
一先便、清右衛門・次吉へ、金左衛門様より御紙面被下、忝拜見仕候、誠、此度之一件御苦勞、奉存候、何分御身大事、御いとひ可被成候、專一、奉存候、何事も被 仰越候趣委細承知仕候間、別段御返事不申上此段御免可被下候
一儀助様へ勇右衛門より申上候委細何事も承知仕候間、御宿所并耕方之儀何事も必々御案心思召可被下候、別紙不申上候、御身大事、御いとひ專一、奉存候、以上

31) 六月十五日 相生町福田屋長兵衛方へ十三日より宿替え

(端裏書)

「本所相生町福田屋長兵衛え十三日より宿替へ
六月十五日出し同廿一日当着」

以飛札啓上仕候、弥御安康被成御座奉珍重候、随て当地之者共息才。居申候間乍憚御安慮可被下候、然は当十三日。牢舎四人之者も出牢被 仰付、右四人之者手鎖。も可相成廻、以御慈悲ヲ御咎之儀も御用捨。て宿預ケ。相成罷在候

一御駕籠御訴御咎之儀は、追て可申付旨地頭所より被 仰付候今日。ては御別り不申候え共、何れ急々。申渡有之、帰村。も可相成候哉と奉存候

一佐々木惣左衛門事当十五日。へ、御奉行所之御差出。相成候哉、御召捕。相成候哉此儀へ相分り不申候、何れ御屋敷ハ親子共御暇。相成候事勇助殿より髓。承申候

一佐々木一件相分次第一兩人帰村致し候
一地頭所月次之儀、六七月二ヶ月之廻、其表より差登無之趣。

て有之候。付、殿様格別御催促之段奉恐入候、依之六月之分此方。て相納可申候左様承知可被下候
一先便。委申上置候事、分テ金子之義御下被下候様申上置候、此儀ハ金子最早道中。差出し被成候えは是悲もなく、未其儀も無之候ハ、まつく御見合可被下候、右金子之儀は精急。て候儘、此方。て借入間。合候間、左様思召可被下候、先ハ如此早々、恐惶謹言

六月十四日

儀 助
善兵衛
彦 作
五右衛門
兼 藏
九兵衛
新 吾

幸田 清助 様
安積清右衛門様
飯沼 民藏 様
其外御連中 様

32) 六月廿二日 福田屋長兵衛方大橋權平様と改、幸田七兵衛

衛より

(端裏書)

「六月十五日之返事 江戸本所相生町

六月廿二日出ス 福田屋長兵衛方

大橋權平様と改メ 幸田七兵衛」

尚々土用前より追々天気快晴田方之為。も宜敷大慶仕候、米相場上有知。て七斗四五升位。候、以上

六月十五日御出御紙札、同廿一日四ツ時宮宿より持込、直様一統出会忝拜見仕候、此間は殊之外強暑。御座候え共、各々様御揃倍々御勇健可被成御座旨承之、如何計り珍幸不斜奉存候、次。両村共無異罷有候間、乍憚御休息思召可被下候

一是迄御牢内は勿論、外。御勤之衆中様も段々之御心配被下候廻、先々四人之衆中出牢被 仰付承知仕、何分。も奉恐喜候、猶亦御駕籠付之御咎も今暫ク御延引被 仰付、出牢宿預ケ、尤手鎖迄御用捨被 仰付、何分御慈悲之段千万く忝仕合奉存候

一御地頭所六・七月両月分御月次未タ御地へ出金無之、依之御殿様御立服。付御操替御上納可被成旨被 仰越候え共、五月・六月両月分は五右衛門との・源之助兩人より先達伴七とのへ相納、且又七月分夏成金は例年之通当月十六日。相納メ、残金同月御月次金は、此度勇右衛門之儀助様より被 仰越候通り、六月分伴七とのへ相納候、金子さへ御屋敷へ相届不申候程之儀ゆへ、先々七月分御月次は上納延引可仕候、左様御承知可被下候、六月分御月次金は五右衛門様其節御取扱被成、伴七とのへ御上納有之候事ゆへ、右は御同人よく御存之御事と奉存候、此節其御地。て六月分御操替御上納被成候ては、二ヶ村より二重。相成候ゆへ迷惑。奉存候、最はや御上納被成候ハ、御下ケ金。相成候様御願被成、御引戻し可被成候一金子拾兩六月十七日宮宿へ指出し候間、定て早速御落手有之候半と奉存候
一四人宿預ケ之衆中は、本所福田屋長兵衛との。被 仰付、跡三人之衆は上州屋。御旅宿候哉、又ハ七人共福田屋へ御一緒。御移り被成候哉、左候ハ、上州屋へ義理合も不宜哉。奉存候間、右等ハ能々御勤考御取計ひ可被下候、是迄深切。セ話致し被與候上州屋。はななませぬ様。被成可被下候
一御帰村。相成候節は上州屋へ各々様御立寄、是迄之御一礼も

御申演御出立可被下候、猶々御引弘之節は築地應善寺様并長慶寺様へもよく御礼被 仰上可被下候様と奉存候

一此度出牢被 仰付候は、如何之訳合にて出牢被 仰付候哉、委細訳合重便被 仰越可被下候

一佐々木一件六月十五日迄は相分り候様被 仰越、承知仕候へとも、今少シ不随奉存候半哉と奉存候、何レ佐々木様御落着之一件相分り候ハ、承り度奉存候、何卒御同人様御先ン途承り度奉存候

一先便。鹿之助出府と申上候へとも只今居陣仕候、乍併近々帰府可致趣被 仰越候え共、出立不仕と承り申候、尤同人此セつ御本家夏成金敷數催促いたし取立候由風か承り申候、おつゆハ陣弘相成候

一一件事済之御、御地頭所より金段之儀被 仰出候ハ、先達ても申上置候通り、各々様御帰村一同相談之上と御答可被下候
一勇右衛門・長三郎兩人、林内并一統よりも別紙御祝ひ可申上候処、略筆仕候間、御出牢ハ勿論其外様共御用捨可被下候
一兼藏様へ御宿より御伝言申上候、先達御紙面猶亦此度も御紙面被遣、委細承知仕候、尤はさま田こへ之事も此度被 仰越、兼て此方にて手合仕置候間、御安心可被成候

一其御地にて是迄御認メ之願書下其外書類不残、御帰村之節御取集メ御持帰り可被下候、左候ハ、御帰村之上にて委細御地之振合一見仕度奉存候

一九兵へ様へ甚六より申上候、此度御出牢御紙面被 仰遣、委細承知仕候、最はや御帰村。間も無之と御返事。不及、失礼仕候、依之此方之様子も不申上候、余ハ重便と早々申残候、可祝

六月廿一日夜認メ

廿二日ナコヤへ出ス

- 清右衛門
- 次 吉
- 萬右衛門
- 甚 六
- 源之助
- 民 藏
- 兵 藏
- 林 内
- 勇右衛門
- 儀右衛門
- 長三郎
- 清 助

儀 助様

- 善兵衛様
- 新 吾様
- 五右衛門様
- 彦 作様
- 九兵へ様
- 兼 藏様
- 貴 下

033 六月廿二日 安積寄合 江戸より帰国の知らせ

間、左様御承知可被下候、まつ申上度儀如此、早々謹言

六月廿二日

連中

安積清右衛門様

(端裏書)

「安積寄合

六月廿二日出同廿七日当着 帰国爲知之状」

尚々、此方之旅宿其外始末旁之儀は、格別之入用金子不都合
付、当地にて借用いたし先々間合仕候、右付借用金返
濟之儀は、私共婦村致し次第差下し御返濟之任答。御引合候
間、何卒金子貳拾兩此書状着次第、御才覚おき被下度奉存候、
右之趣何分奉御頼上候、以上
以飛札啓上仕候、大暑日増御座候、其御地各々様御壯健可被
成御座奉恐悦候、隨て当地無異儀相暮居申候間、御安慮可被
下候

一当廿一日御地頭所え四人之者御呼出し有之、婦村可致旨被為
仰付難有御請奉申上、右夫々旅宿并其外始末方相立申候て、
同廿四日此地を出立仕候。付、鳥渡御しらせ申上候、御地惣
方様え御知らせ被下度奉存候、右日限。七人共出立婦村仕候

上州屋 源助

034 六月廿四日 上州屋源助より幸田清助様へ

六月廿四日

幸田清助様

二啓申上候、御両村御一統え別紙可差上と致候え共、取急候
間認兼候間、宜敷貴丈様可然被仰上可被下候、早々以上

猶々、甚著御厭ひ専一。奉存候

以手紙啓上仕候、甚暑之砌弥々御家内中様御揃御機嫌克被爲
遊御座候由、珍重之御儀奉存候、次下拙家内之者無異儀罷
在候間、乍憚御心易思召可被下候、扱御両村一件之儀貴所様
其外御丹精にて先様ト余も成就いたし、下拙。おいても大
悦仕候、然処御連中之内にて、儀助様越訴延引ゆへ、一条長
引候様被申候御人も有之、御出府中甚以混雜いたし、右は拙
者方。ても儀助様は御村役人之処、無謂越訴被成候てハ却て
不宜、既。御案内之通夫々手続いたし越訴被成候え共、小前
之衆中無別条候え共、儀助様は遠慮被仰付候程之儀、然ヲ越
訴延引不働申候之様被申候御人有之候え共、右林。ては拙者
甚迷惑之至、成丈御連中混雜納度候え共、一旦成兼、若哉御
惣代衆御婦村之上右様申候事共押て被申候ては、残御惣代之
衆中ハ勿論、拙者おゐて氣之毒奉存候間、若混雜之事共有之
候ハ、宜敷御取計被下度奉願上、先は取急早々申上度如此
御座候、尚委細之儀は重便。申上度、申残り候、早々以上

(35) 七月十四日 上州屋源助より幸田清助様へ

(端裏書)

「江戸宿上州屋源助より国方清助へ来状」

猶々、御家内中様宜敷被仰上可被下候、残暑御厭ひ専一。奉
存候

去ル四日御認之御状今十四日忝拜見仕候処、暑キ之砌、御家
内中様御揃御機嫌克被成御座由、珍重之御儀奉存上候、次。
下拙家内無異罷在候間、乍憚御心易思召可被下候、然は御式
々村御惣代中様道中無御別条、去ル二日御到着被成候由承知
仕、扱御出立之節申上候御惣代御連中御混雜之儀も、貴丈様
御取扱。て相済候儀、於拙者も大慶奉存候、右等之儀。て下
拙も甚御氣之毒。奉存候、扱佐々木氏も去月廿八日御奉行所
様御呼出。て揚屋入被仰付、藤左衛門殿も御吟味中宅番被仰
付有之趣、去ル朔日佐々木御呼出。て主計様御知行所へ出役
。て、万端取扱、又は金段取立方御尋敷敷有之趣、然ル上ハ

高田村一件計。も無之、忝ケ村一条。も相拘御尋之由、扱々
氣之毒義。は候え共、兼て右等之処相当。可有之、右御村方
も当節は穩。御納リ被成候哉、大慶奉存候、早速御伺可申上
之処取込候故、延引之段御高免可被下候、先は御答旁々申上
度、如此御座候、以上

七月十四日認

幸田清助様

上州屋 源助

(36) 不詳 書簡一通

一更木村藤兵衛殿、当地被參徳山五兵衛様御内。て申候儀、此
度御分家計主様百姓共、此方惣左衛門殿を相手取申参り候え
共、当更木御支配さへも申付候事ハ是迄取納り候。、なんと
しても御分家三四百石の百姓共、佐々木様相手取かれこれ申
ハ、かんの目ふきやてねらむもとぜんなるね事故、よしにし
て早く国本へ帰村して土さくるか、よく。大イ。佐々木と
同佐。てわらい候所、此節。誠に。藤兵衛日々
。おもふ、佐々木ハ右手紙様子故、ひるに志をかけたことく
。老合のうんとは沓て無御座候様、一寸御わらいため申上候
て、此度藤兵衛さまハかきのよふやせて色青くなり、甚やし
き者おわらい。き者おわらい。

(37) 二月廿五日 陣屋出頭御免願 三ヶ村村役人

乍恐書付ヲ以御願奉申上候

一此度 御用。付町田喜兵衛様より私共三ヶ村、今廿五日五ツ時右村役人不残罷出候様、河合伴七様へ向ヶ被 仰渡候趣承知奉畏候え共、私共三ヶ村之儀は是迄新規御抱或は当時御雇被 仰付候御役人様より 被仰付候儀は、村々小前納兼候。付、是迄も無抛 御用向御断奉申上候、既。去々亥年佐々木惣左衛門様え向御下知被 仰付、再応敷御召出候え共、御免御願申上候程之儀。御座候えは、此度逆も奉恐入候え共、御召出し御免被 仰付被下置候様、幾重も奉願上候、以上

各務郡嶋崎村庄屋

儀 助印

年寄

民 藏印

百姓代

佐 助印

熊田村庄屋

源兵衛印

(一八二九)
文政十二丑年二月

野口村庄屋

善兵衛印

同断

清右衛門印

年寄

次 吉印

百姓代

萬 七印

年寄 六印

武 藏印

河合伴七殿

(38) 二月廿七日 陣屋出頭御免願 二ヶ村村役人

乍恐書付ヲ以奉願上候

一此度町田喜兵衛様更木 御陣屋より 御差紙ヲ以御召出し被成候、承知奉畏候え共、当更木御陣屋え御召出し之儀は御免被成下置度奉存候、奉恐候え共、右野口村・嶋崎村両村之儀ハ当地え御出役被成下候て御用向為仰聞被下置候ハ、有難仕合奉存候、幾重も此段一同奉願上候、以上

各務郡嶋崎村庄屋

儀 助印

同村年寄

民 藏印

同村百姓代

佐 助印

野口村庄屋

善 平印

同村同断

清右衛門印

同村年寄

次 吉印

同村百姓代

萬 七印

河合伴七殿

(一八二九)
文政十二丑年二月

39 三月五日 隣村より笠松御役所への届書写

(端裏書)

「笠松御役所へ隣村御料所村々より届書写」

乍恐以書付奉申上候

一当御支配所各務郡村々之儀ハ隣村私領入交り之所ニテ、然ル
勿徳山五兵衛様と申御高式千七百石余之御旗本、其御分家御
高五百石 徳山主計様と申御地頭有之、御知行所ハ各務郡野
口村・熊田村・嶋崎村右三ヶ村ニテ、御高五百石之所地役人
老人有之、当二月江戸表より御本家御役人佐々木宗左衛門と
申新役更木御陣屋へ相見へ、被申渡候ハ、右知行所三ヶ村え
再檢地被成候旨村々へ被申渡、打驚キ御断申上候え共強て被
仰付候故、熊田村ハ御請仕候由、野口嶋崎両村ハ何分御請不
申付、二ヶ村之村役人戸メニ相成、其外百姓とも逸々吟味
と被申、如何成儀ニ可相成も難計存、野口嶋崎二ヶ村之百姓
共不残家出仕、夫ニ付ては家内者御取メ被成候趣風聞故、妻
子一同夫々縁者之方へ立退、二ヶ村々亭主たるものハ勿論女

至迄家出仕、仍て地役人御本家役人一同昼夜被相廻候え共、
村方ニ老人も居不申、右二ヶ村之庄屋共ハ早速江戸表へ願出
候趣風聞仕候、他領ニハ御座候え共隣村余り騒動之儀ニ付此
段御届奉申上候、以上

(文政二年)
丑三月五日

各務郡惣代

前野村庄屋

億助

北河村庄屋

榮助

伊吹村庄屋

文藏

古一場村庄屋

源右衛門

各務村庄屋

宇右衛門

須衛村年寄

佐右衛門

笠松
御役所

40 三月 八日 倉知御陣屋町田様への願書写

(端裏書)

「三月八日倉知御陣屋町田様出ス願下」

乍恐書付を以奉願上候

一此度御用ニ付私共三ヶ村村役人不残、今廿五日五ツ時罷出候
様被 仰渡候趣、河合伴七様より被 仰付、承知奉畏候え共、
私共三ヶ村之儀ハ、新規御抱或は当時御雇ニ被 仰付候御役
人様より被 仰付候義は、村々小前納り兼候ニ付、無抛 御
用向御断奉申上候、既ニ去々戌年御本家様新規御抱佐々木惣
左衛門様へ向、御下知書ヲ以御用被 仰付、再応敵重御召出
被 仰付候え共、御免御願申上候処、又候去々亥年永井半兵
へ様御雇ニ被 仰付、御出張有之、御召出候へ共、同断御免
御願申上候処、推て御召出ニ付無抛罷出、御用向承り候処、
御高之内ニテ金何両御用金、其余村役人共始其外へも夫々御
見立御用金被 仰付候ニ付、御殿様之御儀ニ付難有御請仕、
右御用金取賄等は田地ヲ譲り、少シ之生立候山林を伐取、或

は四壁之竹木等を売、漸々ニ取賄、御日限通り上納仕候処、
右永井半兵へ様御儀は御晦被 仰付、依之右難決心配仕、先
代より持伝へ候田畑等先代成差上候金子之儀も如何相成候哉、
駈とも承り不申程之儀ニ御座候へは、此度逆も奉恐入候えと
も、御召出シ御免被 仰付被下置候様ニ奉願上候、乍併御殿
様より被 仰付候御用之儀、聊御違背申上候所存は毛頭無御
座候え共、佐々木様より御本家御知行所御取締之振合を以、
手鎖牢者拷問等敵數被 仰付、中ニは手足不具足之者も出来
仕、却て御百姓相統之不為ニも相成申、左候ては往々御殿様
御為ニも乍恐相成不申様奉存候、尤御殿様は結構之御幕方ハ
不行届候共、百姓方可成丈は出情仕、何分ニも御不自由無御
座様仕度存念ニ御座候、何分願之通御聞濟被成下置候様、幾
重も奉願上候、以上

二月廿五日

三ヶ村
村役人

河合伴七様

前願之趣河合伴七様へ御願申上候処、御取上無之、無抛其儘
差置候え共、私共願通りも不被聞召分、残念ニ奉存候故、不
願恐多取計申候、尤私共印形之儀ハ戸メ被 仰付候ニ付、家

内。差置候故、無抛無印。て奉差上候、此段幾重も御免被成
下置候様奉願上候、以上

(文政十二年)

三月八日

二ヶ村
村役人
連印

町田喜兵衛様

編集後記

逐次刊行計画に基づき、今回『各務原市資料調査報告書』第十三号として「文政十二年徳山分家領騒動記録(一)」を刊行することになりました。

この資料は前号(一)の騒動のまとめ的なものでなく、騒動の部分であらわす書簡をあげました。この書簡を読むことよってこの騒動の起きた原因、地元村役人と小前との関係、当時の村の様子や動き、江戸へ告訴にいった出府人の苦しみ、江戸のようすがよくわかります。またこの資料と共に前号(一)をあわせて読むことによって江戸時代もおわりに近くなった当時の世相が一層あきらかになると思います。

なお今回も全文を写真版にし、その判読文を載せるという構成にしました。地域史研究の資料として、また古文書学習のテキストとしても多くの方に幅広く利用されますことを願っています。

最後に本資料調査報告書第十三号の刊行にあたり、資料所蔵者の安積輝夫氏のご理解ご協力をいただきましたことを深く感謝いたします。

平成三年一月

各務原市歴史民俗資料館

館長 三瓶 準 一

各務原市資料調査報告書第十三号
文政十二年徳山分家領騒動記録(二)
平成三年一月二十五日

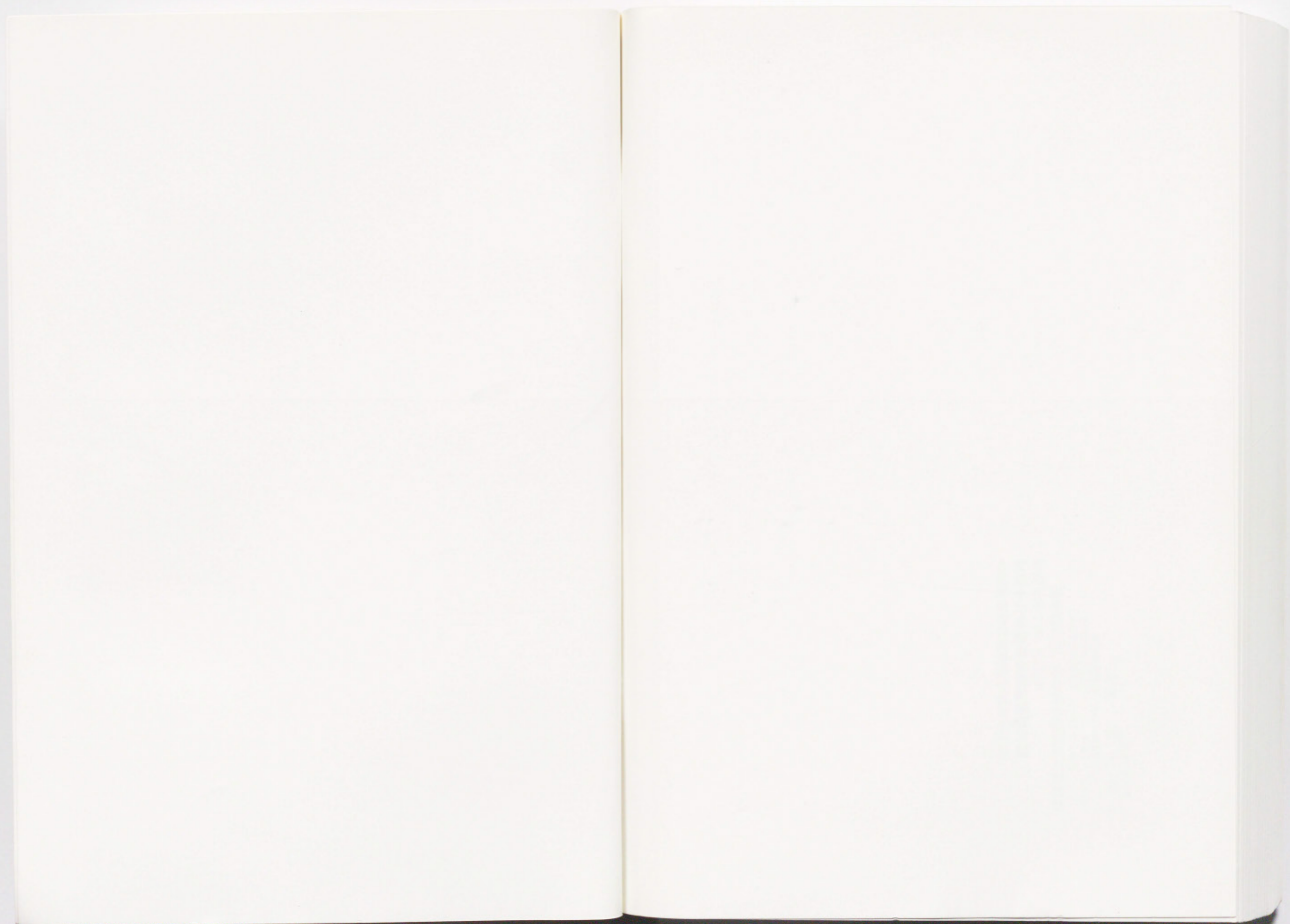
編集発行(〇) 各務原市歴史民俗資料館

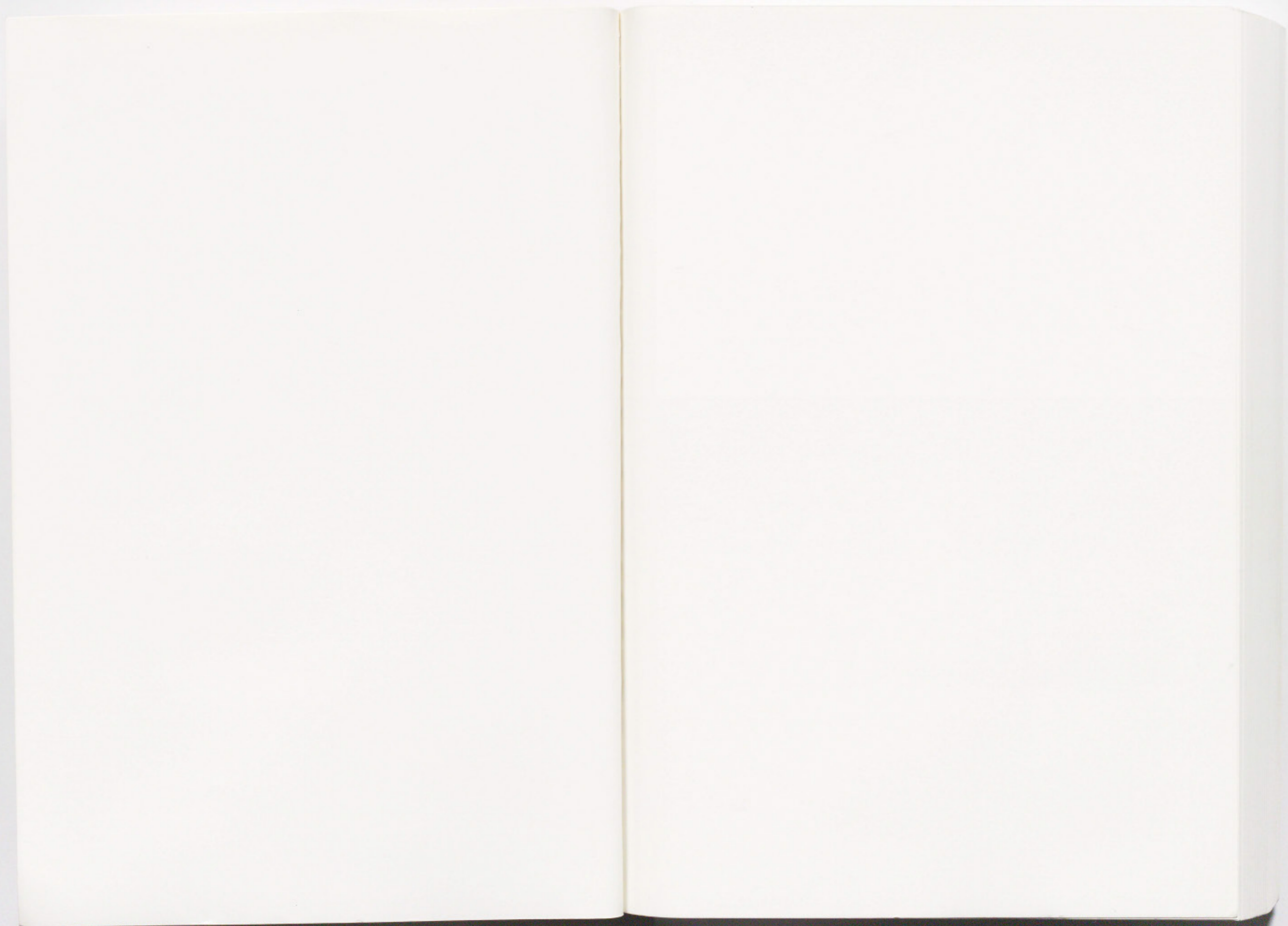
各務原市那加桜町二丁目一八六番地 三三三三二
電話(〇五八三)八三一一(内)

振替名古屋五七三二各務原市

印刷 株式会社

岐阜市平河町二七





各務原市図書館



110636610